

ノコトナリ、之ヲ先例ニ徵スルニ、少キモ一週間長キハ二、三週間ヲ要スルヲ常トシタヲ以テ、本條約ノ如キ最モ祕密ヲ要シ、且ツ最モ迅速ニ成立セシムルヲ必要トスルモノヲ、樞密院ニ上議スルコトヲ適當ナラズトシ、日英條約其他十有餘ノ條約ニ付キ、嘗テ豫メ同院ニ附議セズ、調印後、同院ニ賜勅ヲ請ヒ、政府ヨリ説明ヲ爲スニ止メタルモ先例ニ倣フヲ可トスルノ議アリタルモ、憲法上ノ機關ヲ尊重スルノ正道ニ依ルコト素ヨリ當然ナルヲ以テ、正式上議ニ決シタリ、然レドモ短時日ノ議了ヲ絶對必要トシタルヲ以テ、近衛總理及松岡外相ヨリ原樞密院議長ニ懇談ノ上、一日議了ノ打合ヲ遂ゲタリ、其間松本條約局長、村瀬法制局長官及堀江樞密院書記官長ノ努力亦少ナカラズ

第三 調印及發表

本條約ハ之ヲ伯林トスルコトニ決定セルハ、前記交渉經過九月二十四日ノ部ニ掲記シタル通ナルヲ以テ、九月二十三日駐獨來栖大使ニ電送シ置キタル英文「テキスト」ニ調印方ヲ訓令シタリ。

調印ハ三國政府協議ノ結果九月二十七日午後七時（伯林時間正午）トスル豫定ナリシモ、伊太利側調印者タル「チアノ」外相搭乘飛行機ノ伯林到着カ濃霧ノ爲メ遅延シタルニ依リ、午後八時十五分（伯林時間同一時十五分）「ヒトラー」總統官邸ニ於テ、來栖大使、「リッペン」外相、「チアノ」伊外相三者ニ依リ調印ヲ了シ、茲ニ本條約ハ同時刻ヲ以テ施行セラルルコトナレリ。

調印セラレタルモノハ、東京會談ニ於テ決定シタル三國條約英文「

テキスト」ナルカ、右ハ嚴秘トシ、約二週間後ニ於テ日、獨、伊三國文「テキスト」ニ改メテ調印シ、英文「テキスト」ニ摺リ換フル筈ナリ。本條約ノ交換公文ハ日獨兩國間限リノモノニシテ、伊太利側ニモ、其他ノ方面ニモ嚴秘トスルコトニ協定濟ミナルハ、交渉經過中ニ記載シタル通ナリ。

條約ノ發表ハ日獨伊三國同時トスルコトニ協定セラレ、調印後一時間、即チ九月二十七日午後九時十五分（伯林時間午後二時十五分）東京、伯林及羅馬ニ於テ夫々日、獨、伊三國文ヲ以テ公表セラル、但シ發表ハ條約文其ノモノニ非スシテ、實質上之レト相違ナキモノヲ、條約要綱トシテ之ヲ爲シタリ、而シテ發表ハ本條約要綱ノミニシテ、交換公文ハ公表セラレス。

我方ニ於ケル發表文左ノ如シ。

外務省發表

昭和十五年九月二十七日午後九時十五分

日獨伊三國間ニ本二十七日「ベルリン」ニ於テ左記要旨ノ三國條約締結セラレタリ

日本國、獨逸國及伊太利國間三國條約要旨

大日本帝國政府、獨逸國政府及伊太利國政府ハ萬邦ヲシテ各其ノ所ヲ待シムルヲ以テ恒久平和ノ先決要件ナリト認メタルニ依リ大東亞及歐洲ノ地域ニ於テ各其ノ地域ニ於ケル當該民族ノ共存共榮ノ實ヲ舉クルニ足ルヘキ新秩序ヲ建設シ且之ヲ維持センコトヲ根本義ト爲シ右地域ニ於テ此ノ趣旨ニ據レル努力ニ付相互ニ提携シ且協力スルコトニ決意セリ而シテ三國政府ハ更ニ世界到ル所ニ於テ同様ノ努力ヲ爲サントスル諸國ニ對シ協力ヲ吝

マサルモノニシテ斯クシテ世界平和ニ對スル三國終局ノ抱負ヲ實現センコトヲ欲ス依テ日本國政府、獨逸國政府及伊太利國政府ハ左ノ通協定セリ

第一條

日本國ハ獨逸國及伊太利國ノ歐洲ニ於ケル新秩序建設ニ關シ指導的地位ヲ認メ且之ヲ尊重ス

第二條

獨逸國及伊太利國ハ日本國ノ大東亞ニ於ケル新秩序建設ニ關シ指導的地位ヲ認メ且之ヲ尊重ス

第三條

日本國、獨逸國及伊太利國ハ前記ノ方針ニ基ク努力ニ付相互ニ

協力スヘキコトヲ約ス更ニ三締約國中何レカノ一國カ現ニ歐洲
戰爭又ハ日支紛争ニ參入シ居ラサル一國ニ依テ攻撃セラレタル
トキハ三國ハ有ラユル政治的、經濟的及軍事的方法ニ依リ相互
ニ援助スヘキコトヲ約ス

第四條

本條約實施ノ爲各日本國政府、獨逸國政府及伊太利國政府ニ依
リ任命セラルヘキ委員ヨリ成ル混合專門委員會ハ遲滯ナク開催
セラルヘキモノトス

第五條

日本國、獨逸國及伊太利國ハ前記諸條項カ三締約國ノ各ト「ソ
ヴィエト」聯邦トノ間ニ現存スル政治的狀態ニ何等ノ影響ヲモ

及ホササルモノナルコトヲ確認ス

第六條

本條約ハ署名ト同時ニ實施セラルヘク、實施ノ日ヨリ十年間有
效トス

右期間滿了前適當ナル時期ニ於テ締約國中ノ一國ノ要求ニ基キ
締約國ハ本條約ノ更新ニ關シ協議スヘシ

猶ホ本條約締結ニ關スル外國新聞記者其ノ他ノ質問ヲ豫想シ、
應答振ニ付キ左記方針ヲ決定スルト同時ニ、在外各公館ニ訓令
シテ、外部ヨリ質問等アリタルトキハ左記ノ趣旨ニ依リ應答ス
ヘキ旨ヲ訓令ス

一 條約自體ニ關スル事項

(1) (問) 調印者氏名、場所、日時、用語、交渉經過

(答) 交渉ハ九月初旬ヨリ始メラレ九月二十七日午後一時二十分(伯林時間)伯林ニ於テ來栖大使、「リッベントロップ」、「チアノ」兩外相間ニ調印ヲ了セリ

(2) (問) 調印ヲ伯林ニ於テ爲セル理由

(答) 手續上ノ便宜ニ從ヒタルノミ

(3) (問) 發表セラレタル以外ニ祕密條項又ハ祕密協定無キヤ

(答) スルモノハ無シ

(4) (問) 「大東亞」ノ範圍「攻撃」、「新秩序」、「指導權」

ノ意義

(答) 字句ノ解釋ニ付テハ言明ノ限リニアラス

(5) (問) 専門委員會ハ何時如何ナル機構ニ於テ組織セラルルヤ

(答) 條約調印後遲滯ナク三國政府ニ於テ協議決定スル豫定ナリ

(6) (問) 本條約ヲ軍事同盟ト見テ差支ナキヤ

(答) 然リ併シ本條約ノ根本理念ハ飽迄モ三國ノ協力ニ依ツテ歐洲及大東亞ニ於ケル新秩序ヲ確立シ更ニ進ンテハ三國ト志向ヲ同フスル諸國ニモ呼カケ世界全般ノ新秩序ヲ作り以テ萬邦ヲシテ各々其所ヲ得セシメ世界平和ノ招來ニ貢獻セムトスルモノナリ又現在ノ歐洲戰爭及支那事變ヲ擴大セシメスシテ速ニ終熄セシメ又他ノ方

面ニ於テモ此ノ上ノ紛亂又ハ戰爭ヲ防キ世界平和ニ資
セントスルモノナリ

ニ「ソ」聯邦トノ關係

(1) (問) 本條約ト「ソ」聯ノ關係如何

(答) 日、獨、伊、「ソ」間現在ノ政治的地位ニハ何等影響
ナシ

(2) (問) 防共協定トノ關係

(答) 本條約ハ防共協定ニハ直接關係ナシ

(3) (問) 「ソ」聯トノ國交調整交渉中ナリヤ

(答) 本條約ト直接關係ナキ事ナルカ日本ハ何レノ國トモ國
交ヲ調整セムトスル強キ希望ヲ有シ居リ機會アル毎ニ
「ソ」聯トモ其交渉ヲ進メ居レリ

三 對米關係

(1) (問) 日本ハ日米國交調整ノ希望ヲ拋棄シ從テ其對米方針ニ根本的變化ヲ生セルモノト見テ差支無キヤ

(答) 本條約ノ援助義務ハ締約國ノ一カ他ノ第三國ヨリ攻撃ヲ受ケタル場合ニ初メテ生スルモノナルニ付右様ノ事態力發生セサル限り本邦ト第三國トノ關係ニハ何等ノ變更無シ、從テ日本トシテハ對米國交調整ノ希望ヲ拋棄セルコトナク又今後ニ於テモ右調整ニ力ムヘシ

(2) (問) 協定ニ豫見スル目下交戰中ニ非サル他ノ第三國トハ實際問題トシテ米國ト見テ差支無キヤ

(答) 何等特定國ヲ考ヘ居ラサルコトハ條約ノ規定ニ明カナリ

四 南方問題トノ關係

(1) (問) 本條約ト蘭印方面現状維持ニ關スル日本ノ言明トノ關係如何

(2) (問) 蘭印現状維持ノ方針ニ變更無キヤ

(答) 蘭印ニ關スル聲明ハ歐洲戰爭ノ戰禍カ同方面ニ波及セサラムコトヲ希求セル我方ノ希望ノ表明ニシテ右趣旨ハ其本條約ノ締結ニ依リ變更ヲ來スコトナシ

(3) (問) 蘭印、佛印ニ關シ日本及獨伊間ニ特別ノ了解成立セリトノ噂アルカ如何

(答) 斯ル事實無シ

五 歐洲戰爭關係

- (1) (問) 本條約ニヨリ日本ハ歐洲戰爭不介入ノ方針ヲ變更セル
モノト見テ差支ナキヤ

(答) 何等變更ナシ

- (2) (問) 日本ハ軍ヲ歐洲ニ進ムルコトアリヤ

(答) 此種質問ハ今答辯スル限りニ非ス

六 支那事變關係

- (1) (問) 本條約ノ締結ニ依リ在支租界問題ニ影響アリヤ

(答) 租界ニ對スル方針ニ變更ナシ

- (2) (問) 本條約ノ支那事變處理ニ及ホス影響如何

(答) 東亞ニ於ケル新秩序建設ノ爲メ獨伊ノ協力ヲ得ルニ至
レルヲ以テ日本トシテハ一段ト支那事變處理ニ邁進シ
得ル譯ニテ本條約カ支那事變ノ急速ナル處理及大東亞
新秩序建設ニ寄與スルコト多大ナルモノアルヘキヲ期
待ス

又十月四日須磨外務省情報部長ハ「日、獨、伊三國條約ノ意義」ト題シ左記ノ放送演説ヲ爲セリ

九月二十七日ハ日本ノミナラス世界ノ史的轉換ヘノ一日テアリマシタ。即チ日本ハ興亞ノ大行進ヲ開始シ、新シイ段階ニ入ツタノテアリ、謂ハハ昭和維新ノ大御代カ明ケタト見テモイイノテアリマス。大東亞共榮圈カ世界ニクツキリト「クローズ・アップ」サレタ日テアルカラテアリマス。

此ノ日、日獨伊間ノ三國條約カ世界ノ新秩序ヲ作ル爲ニ出來上リ、三國ハ力ヲ合ハセ、歐洲戰爭又ハ支那事變ニ入ツテ居ラナイ國カラ三國ノ何レノ一國テモ攻撃ヲ受ケマシタ場合ハ、此ノ三國ハ政治的ニ軍事的ニ又經濟的ニ、アラユル手段方法ヲ以テオ互ニ助け合フコ

トニナツタノテアリマス。

日本カ國防國家完成ノ新體制ヲ確立セントシテ居ル矢先ニ於テ、日本ト略々其ノ志ヲ同シウスル獨伊ノ二國ト共ニ世界新秩序ノ建設ヲ目指ス大條約カ成立スルニ至ツタノテアリマス。之ニ就キマシテ長クモ大詔ノ渙發カ御座イマシテ、帝國ノ嚮フ所ヲ明カニシ給フタノテアリマス。是レ偏ニ國民ノ進ムヘキ道ヲ示サレ給フタ宏遠ナル聖慮ノ顯ハレテアリマシテ寔ニ恐懼ニ堪ヘナイモノカアリマス。肇國以來ノ精神即チ天ノ神力大和民族ニ對シ地上ニ平和ヲ有スヘシト宜ハセ給ウタ其ノ御趣旨カ、此ノ混亂セル世界ノ闇夜ヲ透シテハツキリト現ハレタノテアリマス。

此ノ條約カ發表サレマスルヤ、世界ハ驚イタノテアリマス。嘗ツテ

明治三十五年即チ一九〇二年一月三十日、日英同盟カ調印サレ、同年二月十一日ノ紀元節ニ發表ニナリマシタ當時、世界ハ非常ニ驚イタ記録カ残ツテ居リマスカ、今回ハソレニモ劣ラス、寧ロソレ以上ニ實ノ處世界ヲ驚カセタコトト思ハレルノテアリマス。

此ノ條約ノ成立ニ離ルヘカラサル關係ニアリマスル「スターマー」公使カ獨逸國外務大臣「リッペントロップ」氏ノ特使トシテ東京ニ着キマシタノカ九月七日テアリ、松岡外務大臣ト話ヲ始メマシタノカ九月九日テ、條約成立ノ二十七日マテ僅カニ十數日ヲ以チマシテ斯カル大キナ條約カ出來マシタコトハ、獨リ日本ノ外交史上ノミナラス、世界ノ外交史上ニモ珍シイ事テアリマス。此ノ點ニ於テモ歷史的ナル條約ト申サナケレハナリマセン。

此ノ條約ニ依リマシテ、日本カ世界新秩序ノ確立ノ爲ニ獨伊兩國ト運命ヲ共ニスルコトニナツタノテアリマス。

日本ノ行クヘキ途ハ、之ニ依ツテ劃然ト定ツタノテアリマス。

世界ノ大國、日本帝國ノ此ノ決意ハ世界ヲ動カサスニハ居ナイノテアリマス。

今回ノ條約ハ世界史的ニ見レハ或ハ同盟條約或ハ相互援助條約ナトトモ比較ハ出來マセウカ、其ノ意義ニ於テ過去ニ類例ノ無イ條約ト申サナケレハナリマセン。

ソレハ獨リ日本ト外國トノ條約、例ヘハ日英同盟條約ナトト比較ニナラヌトイフ意味ハカリテナク、世界ノ歴史トシテモ類例ノ無イモノト云ハナケレハナリマセン。ソレハ世界新秩序ニ關スル三國ノ盟

約テアルカラテアリマス。言ヒ換ヘレハ亞細亞、歐羅巴ノ兩大陸ニ亘ル相互連帶ノ約束テアルカラテアリマス。更ニ言ヒ換ヘマスレハ、世界ノ史的轉換ノ基調トシテ恒久ノ平和ヲ確立セントスル雄々シキ試ミテアリ、舊イ秩序ニ對スル破壊ノ雄叫ヒテアルカラテアリマス。然モ吾々トシテ忘ル可カラサル事ハ單ニ目前ノ戰爭ニ勝ツトカ事變ヲ處理スルトカカコノ條約ノ目的テハナク、日、獨、伊ノ三國カガツチリト腕ヲ組ンテ、今後幾十年カノ間コノ新秩序建設ノ爲ニ運命ヲ共ニシヤウト決心シタ事ナノテアリマス。

顧ミマスレハ、世界ノ老大先進國ハイツマテモ其ノ地位ヲ現状ノマニ繼續シ得ラレルト思ツテキタノカモ知レマセン。即チイツマテモ舊來ノ古イ秩序ヲ維持スルコトカ出來ルト夢ヲ見テ居タカモ知レ

マセン。併シナカラ事實上此ノ舊秩序カラ新秩序ヘノ轉換カ必至ノ運命テアルコトヲ天下ニ告ケ、知ラシメル警鐘ノ打チ出サレマシタノハ、抑々十年ノ昔、東亞ノ一角ニ起ツタ滿洲事變ソノモノテアツタノデアリマス。謂ハハ帝國ハ此ノ警鐘ヲ世界ノ總テノ國ニ先ンシテ鳴ラシタノデアリマス。盲目千人ノ世界ハ之ヲ詰リマシタ。ソノ當時ノ空氣テハ帝國ハ如何ニモ世界ノ型破リテアル、世界ノ反逆者テテモアルカノ如ク言ハレモシ扱ハレモシマシタ。

然ルニトウデアリマセウ。滿洲事變ヲ契機トシテ、世界ノ新シイ形勢ハ其後次キ次キニ起ツテ來タテハアリマセンカ。伊太利ノ「エチオピア」遠征カ始マリ續イテ獨逸ノ「ライン」河進駐力行ハレ、此趨勢ハ方ニ東亞ノ天地カラ歐洲ヘ、又阿弗利加ヘト飛ヒ移ツタノテ

アリマシタ。

更ニ昭和十二年東亞ニハ已ムニ已マレナイ支那事變モ起リマシタ。斯ウシテ觀テ來レハ、「アジア」、「ヨーロッパ」ノ兩大陸ニ澎湃トシテ起リマシタ此ノ機運ハ、何人モ又何國モ避ケントシテ避ケ得サル新秩序ノ潮テアリマス。新秩序ハ革新ノ上ケ潮テアリマス。世界ノ國際政治ヲ根本的ニ革命セントスル滿潮テアリマス。此ノ滿潮ノ避クヘカラサルヲ闡明致シマスル人類宣言カ此同ノ三國條約テアリ、舊秩序ヲ克服シテ新秩序ヲ樹立スル世界的憲章トモ云フヘキモノカ此ノ條約ナノテアリマス。

此ノ上ケ潮ニ逆ラヒ得ル船カアリマセウカ。然ルニ尙ホ帝國ノ進路ヲ妨ケントスル國カ現存シテ居リマスル事ハ遺憾ニ堪ヘナイノテア

リマスカ、之ハ取モ直サス不可避ノ運命ニ双向ハントスル無益ナ試ミテアリマス。蠅螂ノ斧テアリマス。皇國ノ進路ハ坦々トシテ之等ノ妨害ヲ貫ク大道テアリマス。併シ遺憾ナカラ世界ハ此ノ滿潮ヲ其ノ儘ニハ認メテ居ナイト申シマシタカ、此ノ條約カ發表致サレマスルト、例ヘハ米國政府ノ如キハ其ノ政策ノ不明ヲ糊塗スル必要カラテモアリマセウカ、日獨伊三國條約ハ過去數年間事實上存在シタ關係ヲ條約化シタニ過キナイノテアルト申シマシテ、此ノ條約ノ效果ヲ最少限度ニ見ヨウト努メテ居リマス。

米國ノ各新聞ノ如キハ如何ニモ此ノ報道ニ對シ冷靜ヲ裝ウテ居リマス。ケレトモ何ト申シテモ一ツノ大キナ「シヨック」テアリマシタ事ハ隠スコトノ出來ナイ事實テアリマス。中ニハ日本ハ滿洲事件以

來十年ニ亘リ國際信義ヲ蹂躪シ來ツタカ其ノ結末カ此ノ條約テアル等ト誣ユル者モアリマス。甚シキハ此ノ條約ニ對抗シテ英米ノ兩國ハ太平洋ニ於テ共同作戰ヲ行ヒ日本ニ對シ軍需資材ノ輸出ヲ遮斷スルナラハ日本ハ自滅ノ外ハナイテアラウ等ト申シテ居ル新聞モアリマス。米國ハ十月十六日カラ屑鐵ヲ日本ニ賣ラナイコトニシタハカリテナク、此ノ條約カ發表サレマスル前夜支那ニ對シテ更ニ二千五百萬弗ノ借款ヲ發表シ、殊ニ此ノ屑鐵ノ禁輸ハ帝國カ輸入致シマス屑鐵ノ割合カラ見テ、立派ニ米國ノ對日經濟戰カ開始サレタノテアルト謳歌シテ居ル新聞モ少クナイノテアリマス。

米國ハ過般英國トノ話合ニ依ツテ大西洋上ノ海空軍基地ニ付協定ヲ行ヒ又先般來加奈陀及濠洲ト國防上密接ナル關係ヲ樹立スルコトニ

努メ、獨逸ニ備ヘル傍日本ニ對シテノ包圍陣ヲ形成セントシ英國ノ危機ハ即チ米國ノ危機ナリトシテ英米共同作戰モ仕兼ネマシキ勢ヲ示シ、其ノ他對支借款、米蘇ノ提携、對日經濟斷交等ト云ツタ方向ニ一步一步理不盡ナ足並ヲ進メテ來テ居ルノテアリマスカ、此ノ儘テ行キマシタラ米國ノ國防第一線テアリマス英國ノ抗戰力強化ノ爲メ今後ノ米國ハ對英援助ヲ倍加シ又自分ノ國ノ軍備ヲモ充實サセテ日獨伊三國ニ對シ眞正面カラ立チ向フコトモ有リ兼ネマシキ勢トモ見ラレマス。

又英國ニ於キマシテモ、英國外務省側等テハ、本條約ハ獨伊ヲ利スルコトハ大デアラウケレトモ、日本ヲ利スルコトハ少イデアラウナトト之レ亦條約ノ意義ヲ最小限度ニ見ヨウト致シテ居リマス。ケレ

トモ英米ノ斯ウシタ見方ハ當然豫想サレル所テアリマシテ崩壊セン
トスル舊秩序ヲ守ラントスル此ノ二國ノ氣休メテアリマス。

獨逸及伊太利ハ此ノ條約ヲ以テ大亞細亞ニ於ケル日本ノ指導的地位
ヲ認メタモノテアルト同時ニ、第三國カ英國ニ加擔スル場合ニハ日
本帝國ノ優秀ナル陸空軍ノ外西太平洋ニ於テ無敵ヲ誇ル我カ海軍力
カ獨伊側ニ加擔スルテアラウト見テ、日獨伊ノ三國カ目的、精神及
制度ニ於テ一致シタモノテアルコトヲ世界ニ闡明シタモノテアルト
ナシテ居ルノテアリマス。

今後モ此ノ條約ノ世界的ニ描キマスル波紋カ引續キ現ハレテ參ルテ
アリマセウカ、世界ハ動トモスルト、日本國ハ其ノ出發點ハ華々シ
イ跳躍ヲ見セルカ、少々長引クト疲勞ヲ現ハシ弱音ヲ吐クニ至ルテ

アラウト見縊ツテ居ル者カ少クナイノテアリマス。殊ニ日本ハ天然
資源カ足ラナイカラ必スヤソノ内破綻ヲ來ステアラウナトトモ言ツ
テ居リマス。併シナカラ此ノ條約ノ成立ニ際シマシテ思ハネハナラ
ヌノハ、徳川勃興ノ地三河、遠江ハ當時ヨク知ラレタ瘦地テアツタ
事實テアリマス。然ルニモ拘ラス心身共ニ強キ三河武士カ起リ徳川
三百年ノ政治ノ基礎カ出來タテハナカツタテセウカ。又武田信玄ノ
率キタ甲州武士カ戰國時代ニ氣ヲ吐イタコトハ有名ナ事實テアリマ
スカ、其ノ頃ノ甲府ノ平原ハ笛吹川ト釜無川ノ二ツノ川ノ大洪水ノ
爲メ常ニ荒サレ、謂ハハ困苦缺乏ト鬭フノ已ムナキニ至ツタノテア
リマシタカ、此處ニ生レタ甲州ノ武士カ却テ英名ヲ青史ニ垂レテ居
ル所以ハ何テアリマセウカ。又武田信玄ノ後、織田信長、豐臣秀吉、

徳川家康ノ三傑ヲ生ミマシタ三河地方ニ付テハ前ニ述ヘタ通りテアリマス。「ビスマーク」モ言ツタコトテアリマスカ、「働ケ、モツト働ケ、飽迄働ケ」、此ノ標語ヲ以テ獨逸帝國ヲ、又「ヴェルサイユ」條約ノ桎梏カラ今日ノ獨逸ヲ築キ上ケタノテアリマス。個人ニ付キマシテモ人間ハ幸運ニ恵マレ、順調ニ居ル間ハヨク鍛鍊力出來ルモノテハアリマセヌ。然シ皇國ニ對スル大ナル試練ハ今ヤ目前ニ迫ツテ居リ世界新秩序建設途上ノ大障礙力降リカカラントシテ居リ眞ノ困難トモ言フヘキ非常時ハコレカラナノテアリマス。即チコレカラコソ期待ヲ持ツヘキ恰好ノ時テアリマス。各個人ハ勿論自分ノ心身力最モ大切テアリマスカ、シカシ時アツテ己レヲ棄ツルコトカ大和民族ノ誇リテアリマス。一粒ノ米モ自己ヲ沒却シテ水中ニ沈ム

コトヲ肯セナイナラハ永久ニ單ナル一粒ノ米ニ終ルノテアリマス。若シ水中ニ沈ンテ根ヲ下セハ千粒萬粒ノ米トナツテ殘ルノテアリマス。帝國外交ノ耆宿テアル陸奥宗光伯ノ世ニ貽シタ蹇蹇錄ヲ此ノ非常時ニ繙ケハ尙幾多ノ發憤ノ言葉ヲ見出スノテアリマス。

蹇蹇錄ハ其ノ結論即チ、明治二十八年、日清戰爭直後ノ三國干涉ノ事項ヲ述ヘル所ニ於テ

「當時國中一般ノ狀況如何ト云フニ社會ハ恰モ一種ノ政治的恐慌ニ襲ハレタルカ如ク驚愕極リテ沈鬱ニ陷リ憂心忡々今ニモ我國ノ要所ハ三國ノ砲撃ヲ受クルノ虞アルモノノ如ク誰一人トシテ目下ノ大難ヲ匡救スヘキ大策アリト高談スル者ナク現ニ其頃對外硬派ト稱スル一派ニ屬スル重立チタル輩ニ於テ然リ」

ト申シテ居リ、更ニ亦

「總テノ屈辱總テノ失錯ヲ以テ一ニ政府ノ措置ニ基クモノトシ大ニ政府ノ外交ヲ非難シ戰爭ニ於ケル勝利ハ外交ニ於テ失敗セリト云ヘル攻撃ノ喊聲ハ四方ニ起リ其反響ハ今尙囂然タリ」

此ノ三國干涉ノ事ヲ述ヘタアトニ更ニ申シテ居リマスカ、

「此紛糾錯雜ナル外交事務局ヲ僅々二週日ノ間ニ結了シ危機一髮ノ厄運ヲ將ニ發セムトスルニ防キ百戰百勝ノ結果ヲ將ニ失ハムトスルニ收メタルハ一ニ廟議其機ニ投シ事ノ宜シキヲ得タルニ職由セスハアラス是レ即チ大詔ニ所謂今ニ於テ大局ニ顧ミ寬洪以テ事ヲ處スルモ帝國ノ光榮ト威嚴トニ於テ毀損スル所アルヲ見ストノ聖意ヲ奉體シタルニ外ナラス」

ト申シテ居ルノテアリマス。之ヲ熟讀玩味シタ後、今次三國條約ノ成立ノ際ニ渙發アラセラレマシタ御詔書ノ

惟フニ萬邦ヲシテ各々其ノ所ヲ得シメ兆民ヲシテ悉ク其ノ堵ニ安ンセシムルハ曠古ノ大業ニシテ前途甚タ遼遠ナリ

トノ大御言葉ヲ拜シ奉レハ寔ニ恐懼ニ堪ヘナイモノテアリマス。正ニ刻下非常時テアリマス。否我國ノミナラス世界ハ非常時テアリマス。併シナカラ此ノ三國條約ニ依ツテ方向ハ決ツタノテアリマス。力一杯進ンテ行クヘキ大道カ脈々トシテ一眸ノ中ニ入リマス。道、荊棘多シテハアリマスカ、日本帝國ノ精神力ヲ以テスレハ意トスルニ足ラナイノテアリマス。此ノ新秩序建設ノ雄圖ハ此ノ三國條約ニ依ツテ力強ク踏ンマヘテ行ケルノテアリマス。

此ノ非常ノ時ニ當ツテ熊澤蕃山先生ノ

憂キコトノナホコノ上ニ積レカシ

限リアル身ノ力試メサム

ト申サレマシタ三十一字ヲ思ヒ起シ身體一杯心一杯ノ力ヲ以テ明ル
ク眞直ニ時局ヲ乗切ツテ行カウテハアリマセンカ。

第四 詔書

斯クテ日滿伊三國條約ノ調印ヲ了スルヤ、

天皇陛下ニハ畏クモ本記初頭ニ掲ケタル詔書ヲ映發セラレ、帝國ノ
向フ所ヲ明カニシ、國民ノ進ムヘキ道ヲ示シ給ヘリ、聖慮宏遠洵ニ
恐懼ニ堪ヘス。